

選考委員会規程

（目的）

第1条 この規程は、公益財団法人明光教育研究所（以下、本財団という。）定款第 50 条にて定める選考委員会（以下、「委員会」という。）の運営について定める。本委員会は、この法人の援助事業全体の業務に責任をもつ。

（委員）

第2条 選考委員会はすべての選考委員（以下、「委員」という。）により構成される。委員は、理事会の議決を経て代表理事が委嘱する。

- 2 委員の委嘱期間は2年以内とする。但し、再委嘱を妨げない。
- 3 委員は、辞任または任期満了後でも、後任者が就任するまでは、前任の委員が、その職務を継続して執行する。

（委員の選任）

第3条 選考委員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 委員のうちには、この法人の評議員又は監事が含まれてはならない。
- (2) 委員のうちには、この法人の理事が、委員現在数の3分の1を超えて含まれてはならない。
- (3) 委員のうちには、委員のいずれか1人と親族その他特殊の関係にある者の合計数が、委員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれてはならない。

（委員長）

第4条 委員会に委員長を1人おく。また、副委員長を1人おくことができる。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の中から互選により選出する。
- 3 委員長は、会議の議長となり、委員会の審議の経過および結果について代表理事に報告する。
- 4 委員長が欠け、または事故あるときは、副委員長が、その職務を行ない、または代理する。委員長及び副委員長が欠けたとき又は委員長及び副委員長に事故があるときは、各委員が互選により委員長の職務を代行する者を選出する。

（会議の招集）

第5条 委員会は、必要に応じて随時、委員長が招集する。会議を招集しようとする時は、委員に対し、予め議題、日時、場所その他の必要な事項を通知しなければならない。

（定足数）

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

（議決）

第7条 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決するところによる。

（書面表決）

第8条 やむを得ない理由のため、委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。

- 2 前項の場合において、前6条の規定の適用については、当該委員は、委員会に出席し、かつ、議決したものとみなす。

（委員以外の出席）

第9条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の同意を得て委員以外の出席を求め、その意見を聞くことができる。

（選考基準）

第10条 援助の対象の選考は、本委員会が別に定める選考基準に基づいて行なう。

（委員の責務）

第11条 委員は、援助候補の選考を公正に行うとともに、選考過程を明確にしなければならない。また、選考の過程で知り得た内容及び個人情報については、他に漏らしてはならない。

（議事録）

第12条 委員会の議事については、その経過の要領および結果を記録した議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長が署名、押印するものとする。

（報酬および費用）

第13条 選考委員が次に定める職務を遂行した時、本財団は選考委員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- (1) 選考委員が本財団の選考委員会に出席した時
 - (2) 選考委員が本財団の援助事業のため援助対象の選考業務を実施した時
 - (3) その他選考委員が本財団のために必要な職務を遂行した時
- 2 ここで報酬とは、職務遂行の対価として受ける財産上の利益のことをいい、費用とは明確に区分されるものとする。
 - 3 ここで費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。
 - 4 選考委員の報酬の額は、一人1日につき3万円（法令の定めるところにより控除すべき金額を控除した後の金額）以下とし、代表理事に一任する。ただし、援助事業の援助対象者の選考業務について、月額報酬を支給することが適当と認められる場合には、一人の月額報酬の上限額を20万円（法令の定めるところにより控除すべき金額を控除した後の金額）とし、各選考委員の選考審査業務の実施状況等を基に、代表理事に一任する。
 - 5 本財団は、選考委員がその職務の遂行に当たって負担した費用について、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。ただし、交通費については別で定める。

- 6 選考委員が職務を遂行した時、本財団は選考委員に対して交通費を支給することができる。交通費は実費を支給することとし、オンライン会議システム(インターネットを利用して遠隔地にいる者の間で会議を行うことができるシステムをいう)等の利用によって、交通費が一切発生しなかった場合は、その支給は行わないものとする。ただし、移動の際は原則として経済的かつ適正な公共交通機関を利用することとし、やむを得ない場合を除いて、自家用車での移動、タクシーの利用、グリーン車やスーパーシートその他追加料金が必要となる移動手段の利用は認められない。これらの手段による移動を希望する選考委員は、事前に事務局長の許可を得なければならない。本財団の許可なく適正ではない移動手段を使用した場合、本財団は当該選考委員に対して、当該職務の遂行に対する交通費の一部または全部の支給を行わないことができる。
- 7 事務局長の許可を受けた選考委員が、職務遂行のために自家用車で移動した場合は、【別表】により計算した費用を交通費として支給する。
- 8 選考委員の報酬及び費用は、銀行振込により支払うものとする。なお、振込手数料は、本財団の負担とする。

(細則)

第14条 この規程の実施について必要な事項は、別に委員会が定める。

附則

- 1 この規程は、平成 26 年 7 月 15 日から適用する。
- 2 この規程は、平成 28 年 3 月 15 日開催の理事会の決議をもって、平成 28 年 3 月 23 日から変更実施する。
- 3 この規程は、平成 28 年 5 月 26 日開催の評議員会の決議をもって、平成 28 年 5 月 26 日から変更実施する。
- 4 この規程は、平成 29 年 3 月 22 日開催の評議員会の決議をもって、平成 29 年 3 月 22 日から変更実施する。
- 5 この規程は、平成 30 年 6 月 28 日開催の理事会の決議をもって、平成 30 年 6 月 28 日から変更実施する。
- 6 この規程は、2024 年 6 月 5 日開催の理事会の決議をもって、2024 年 6 月 5 日から変更実施する。
- 7 この規程は、2026 年 3 月 18 日開催の評議員会の決議をもって、2026 年 3 月 18 日から変更実施する。

別表

自家用車で移動した場合の交通費

ガソリン代	事務局長が自家用車利用の許可を出した日時における、東京都の一般的な1キロメートルあたりのガソリン価格の相場を越えない金額を、実際に自家用車で移動した距離にかけて算出した金額
高速道路料金	なし
駐車料金	なし
自家用車借上げ代	なし